

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年12月12日 15時10分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町竹富島北西方沖 小浜港第2号立標から真方位103° 1,800m付近 (概位 北緯24° 20.9′ 東経124° 04.1′)
事故の概要	水上オートバイきゃもん1号及び水上オートバイ <sup>ファイエックス</sup> VX1800は、共に東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年1月14日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ きゃもん1号、0.2トン 296-27605 沖縄、個人所有 B 水上オートバイ VX1800、0.2トン 230-57296 沖縄、株式会社 HITT
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	A 負傷 1人（同乗者） B なし
損傷	A 後部座席ゴム部に破断、右舷外板に亀裂 B 左舷船首部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、 B船を先導して約10km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で東進中、 船長Aがうねりを避けようと減速したところ、A船に追従して航行していたB船と衝突した。 同乗者は、B船と接触し、脊椎横突起骨折等を負った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、周囲の景色を見ながらA船の約10～15m後方を追従して約10km/hの速力で東進中、船長Bが、 目前に減速したA船を認めて右転を試みたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、B船を先導して東進中、船長Aがうねりを避けようと減速したことから、A船に追従して航行していたB船と衝突したものと考えられる。 B船は、A船に追従して東進中、船長Bが周囲の景色を見ながらA船の約10～15m後方を航行していたことから、目前にA船を認めて右転を試みたものの、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を先導し、B船がA船に追従して共に東進

	<p>中、船長Aがうねりを避けようと減速し、また、船長Bが周囲の景色を見ながらA船の約10～15m後方を航行していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水上オートバイの船長は、他の水上オートバイを先導して航行する際、追従する水上オートバイの位置及び動向を把握し、両船が接近しないよう注意して減速、旋回などを行うこと。</li><li>・水上オートバイの船長は、他の水上オートバイに追従して航行する際、先導する水上オートバイが減速等を行う可能性があることを考慮し、前方の見張りを適切に行い、安全な距離を保って航行すること。</li></ul>